

ころさない・ころされない・ころさせない

イヤです
非 通 戦 信



発行:2011・2/1
第 2 1 号

発行:「靖国合祀イヤです訴訟」と
共に闘う会

連絡先: 大阪市中央区内淡路町1-3-11
シティコープ 上町402市民共同ビル SORA内
ファックス: 06-7777-4925

http://www.geocities.jp/yasukuni_no/

二〇一〇年

12/21 判決と報告集会

【判決は？】

2010年12月21日、大阪高裁は、「靖国合祀イヤです訴訟」控訴審において、靖国合祀取り消しを求める遺族らの請求を地裁に引き続き棄却しました。もちろん、私たちの敗訴です。

しかし、判決は、靖国合祀に国が関わった事実に対して、これを「合祀という宗教行為そのものを援助、助長」(判決文)するものだとして、憲法に定めた政教分離原則に違反する行為であると認めました。その部分の判決を引用すると以下の通りです。

「被控訴人靖国神社が合祀を行うことについて、被控訴入国の協力が必要不可欠であったとまではいえないとしても、多数の合祀対象者の合祀の円滑な実行にとって同被控訴人の協力が大きな役割を果たしたことは明らかであり、「合祀事務」が戦没者の遺族援護という面もあったことを考慮しても、被控訴人国は、同靖国神社の行う合祀という宗教行為そのものを援助、助長し、これに影響を与える行為を行っていたといえることができる。」

ここで、使用されている宗教行為に対する国の「援助・助長」という言葉は、政教分離違反を判定するいわゆる「目的効果基準」といわれるものの文言と同じであることから、高裁は、憲法のいずれかの条文(たとえば、20条や89条)を挙げているわけではないものの、明確に国の行為の違憲性を認めていると言えます。それは、この少

し後の文章でつぎのように述べていることから明らかです。

「被控訴入国に政教分離原則に違反する行為があったとしても、本件戦没者の合祀自体は、被控訴人靖国神社が行うもので、同被控訴人の自律的な宗教行為であるといふべきであることからすると、合祀を国家の宗教行為と同視することはできないから、被控訴人靖国神社による合祀を、憲法上保護されない宗教活動であるということとはできない。」

この部分は、靖国の合祀行為が憲法上保護されない宗教活動ではないということを述べた部分ですが、そこに政教分離違反という国の違法行為があることがもう一度確かめられています。

また、地裁で「抽象的観念的行為であって権利侵害を起こすことはおよそありえない」とされた合祀行為が、高裁では、少なくとも外形的な行為であることは認められました。しかし、外形的な行為の性格や内容にはまったく言及されていないため、結局、合祀は権利侵害を起こしえないものとして、請求は切り捨てられてしまいました。

【報告集会】

判決後には、中ノ島公会堂で報告集会が開かれました。

弁護団を代表して加島弁護士から判決の報告と説明がなされました。説明は、この

判決で私たちが勝ち得たものは国の関与が違憲であることが認められたことだけであって、そのことは今後の同種の裁判にそれなりに好影響を与えることはあっても、私たちがこのままで喜ぶほどのことではないということだと思えます。判決直後での記者会見でもこのことが話題の中心でした。

原告の皆さんは、「合祀のための国の情報提供が違法と認定されたのだから、合祀は違法で無効ということではないか。判決は中途半端で納得できない」という反応がほとんどでした。実際、菅原龍憲さんのお父さんの菅原龍音さんや吉田文枝さんの叔父さんの大八木研吉さんの情報を靖国は独自に知りえません。その意味では、判決が靖国合祀に関して「国の協力が不可欠であったとまではいえない」とするのは、明らかに間違っていますし、合祀を靖国の「自律的な宗教行為」だというのも嘘です。国は、単に客観的な情報を靖国に提供したのではありません（これだとしても問題はおおいにあります）。国は、むしろ、合祀者を決定し、合祀を積極的に進めたのですから。この点は、最高裁への上告審で明らかにされねばならないでしょう。

そのあと、この訴訟に深くかかわってきたジャーナリストの田中伸尚さんのコーディネートで、原告たちのトークを聞きました。ご存知のとおり、原告の皆さんはどの

人も個性的で、しかも、それぞれの発言がその人生を背景にした発言であって、たっぷりとした時間があつという間に過ぎ去りました。一人ひとりの発言をお伝えできなくて残念ですが、私（菱木）の印象をちょっとだけ記します。この訴訟とは、靖国神社に親族が祀られていることに精神的苦痛を感じた原告が合祀の取り消しや損害賠償を求めた裁判です。遺族の多数は靖国合祀を歓迎しているけれど、合祀をありがたいと思っていない人も少なからずいると思われます。しかし、その取り消しを求めて訴訟を起こそうという人になると極めて少数だと思われます。古川佳子さんは、「兄たちはあんなところにはいない」と思っていて、あえて訴訟まで起こそうという気持ちがなかったことを振り返って、「このままではアジアの友人たちに顔向けができない」ことを動機として語っておられました。それぞれの皆さんが、「覚悟を決めて（古野竹則さん）」いく過程が田中さんの見事なコーディネートで引き出されていきます。「いまやらなかったら一生後悔する」「これからも周りの人に伝えていこう、今、どう伝えていくのか考えているところです」。

そして、皆さんが仰います。訴訟をやったよかった。私たちはなかば勝利しているのだ、と。

事務局長：菱木政晴



中之島公会堂での判決集会（原告たちのトーク）

声 明

2010年12月21日、大阪高裁は、「靖国合祀イヤです訴訟」控訴審において、靖国合祀取り消しを求める遺族らの訴えをまたしても踏みにじった。

判決は、靖国合祀に国が積極的に関わった、あるいは、むしろ国が合祀者を決定し、合祀を積極的に進めたという事実に対して、これを「合祀という宗教行為そのものを援助、助長」（判決文）するものだとして、憲法に定めた政教分離原則に違反する行為であると明白に認めた。本訴訟の原告（控訴人）ら8名の親族のみならず、200万人以上のほとんどの靖国合祀者が戦後の日本国憲法下での無断合祀であったことから考えると、靖国神社の合祀行為はそれだけですでに破綻しているといえる。靖国神社は、これを真摯に受け止め、自主的に霊簾簿等の書類から原告ら8名の親族の氏名を削除すべきである。

しかし、にもかかわらず、判決は、本訴訟の原告ら8名の合祀取り消しを求める権利自体を否定している。

国と靖国神社は、戦死者を追悼するのではなく、ほめたたえ、戦死者を見習って後につくものを導くという活動を戦後も一貫して行なってきた。靖国神社は、それが靖国の教義なのだとも述べている。原告ら8名は、身近な親族をこのような靖国神社の布教の道具として利用されることに耐えがたい屈辱を感じており、合祀は、平和と人権の尊重を目指して生きようとする自己の人格の中核に対する攻撃に他ならない。原告ら8名は、親族の合祀の取り消しを求めているだけで、靖国に対抗する宗教活動を目指しているわけではない。合祀が宗教行為であるというだけで、その権利侵害性を頭から否定する奇妙な論理によって、原告の悲痛な訴えを聞こうともしない大阪高裁は、憲法の番人としての裁判所の責務を放棄していると思えない。

私たち、「靖国合祀イヤです訴訟」原告団・弁護団・共に闘う会は、大きな怒りをもってこの判決に抗議する。

2010年12月29日
靖国合祀イヤです訴訟団

12/28 最高裁に上告しました！

* 12月21日の判決以後の動き報告

判決は、国の関与の違憲性を認定しましたが、私たちの請求（控訴）はすべて棄却しました。確かに、これで靖国の合祀の最初の根拠（国の情報提供）の違法性は明らかになったともいえますが、それ以降ずっと継続して行なわれている合祀行為それ自体の違法性はなんら認定されているわけではありません。上告して再度この違法性を裁判所に認めさせましょう。

上告手続きは、12月28日に加島弁護団事務局長によって完了しました。

2月28日までには上告理由書を提出するため、ただいま準備中です。

また、判決後には訴訟団名で『声明』を裁判所と国および靖国神社に送付しました。



いう虚像に仕立て上げられ、今なお貶められ続けている戦没者の尊厳を回復するたたかいである。それは遺族である私たちの担うべき責任であると思ってきた。

「基本的人権は、単に一国家の法としてではなく、人格の基本的な条件として、人類の全歴史的な法であらねばならぬ」(藤元正樹)といわれる

「合祀取り消し訴訟」控訴審判決に思う

原告団長：菅原龍憲

(一)

2010年12月21日、大阪高裁は一審に続いて遺族の請求を全て棄却する判決を言い渡した。判決は、靖国神社にも信教の自由が保障されており、遺族らの主張は合祀に対する不快な心情や靖国神社への嫌悪の感情でしかなく、遺族らに対する法的利益の侵害はないと、まるで一審判決のコピーペーストのような無惨なものであった。

事態の絶望的なまでの深刻さは、裁判官が靖国の宗教行為に一片の危機意識も生じない精神状況にあることである。それはほかならぬ裁判官自身が靖国と同質なものを内面に抱え込んでいることを意味する。

裁判官は判決の中で「人格権は人間主体自体を保護するものであり、人は死亡とともに権利能力を失うから、死者自身が名誉権やプライバシーの利益を有するわけではない」と述べている。戦没者にはもはや人格権がないというこの記述に私はほとんど言葉を失った。

私にとってこの訴訟は、国家の恣意によって悲慘な死を強いられ、「殉国の英霊」と

ように、憲法の根幹に据えてある「基本的人権」たるものは、単に法制上の概念などではなく、人間が人間であることの尊厳性そのものを意味しているものだというこの憲法の精神を、悲しいまでに裁判官自らが裏切ってしまったというべきであろうか。

さて、今回の判決内容については、弁護団によって明らかにされると思うが、私の思いを少しだけ伝えておきたいと思う。相変わらず裁判所は過去の最高裁判決の形式的論理でこの訴訟を棄却した。そもそも1988年自衛官合祀拒否訴訟の最高裁判決自体「法思想史上、非常に重大な問題」(石尾芳久)とまでいわれた、いわくつきの判断であった。それを20年以上たった今も判例として後生大事に守り続けている裁判所は、じつに情けなく恥すべき存在だと思う。

戦死者にもっとも近い肉親が合祀の取り下げを要求しているにもかかわらず、それを一切無視して勝手に祀り続けるというのは、宗教的行為というよりも、もはや権力的行為と呼ぶにふさわしいものだ。一方的なこのような合祀行為は、まさしく強制力に依拠し、権力を手段としての国家神道に基づくもののほかのなにものでもない。

「信教の自由」を含むあらゆる人権という概念は、基本的に「国家」に侵害されない

ことを保障するものである。であるならば国家と一体化して行われた合祀が「信教の自由」という人権規定によってあつく保護されるというのは、まさに転倒した論理であるといわねばならない。

(二)

今回の高裁判決は靖国の合祀への国の関与について「国の協力が靖国神社の合祀という宗教行為そのものを援助し、助長し、影響を与えた」として、憲法の定めた政教分離原則に違反すると指摘をした。「国による合祀への関与を憲法違反と積極的に認めた初の司法判断！」とメディアは「政教分離違反」とこぞって報道した。しかし、その内容はじつに酷薄さがきわだつものである。

判決は「靖国神社の行為が違法であるとは認められないから、国の行為との共同行為性について判断する必要はない」と断じておいて、あとは原告らが国の行為を違法であると主張しているので「必要な範囲で判断する」と、じつに軽々しく述べたものが前出の「政教分離違反判決」といわれるものだ。これほどまでに政教分離原則が矮小化されたことを私はほかに知らない。

判決は、靖国神社の合祀行為と国の行為を切り離れたうえで、合祀行為には違法性がないから、国の共同行為性について判断する必要はないと。これはまったく逆転している。

国の違法行為によって合祀を可能としたならば、靖国神社の合祀行為がなぜ違法ではなく、合法なのか。さらに裁判官は「国に政教分離原則に違反する行為があったとしても、戦没者の合祀自体は、靖国神社が行なうもので、靖国神社の自律的な宗教行為であるというべきであることからすると、合祀を国家の宗教行為と同視することはできないから、靖国神社による合祀を、憲法上保護されない宗教活動であるということとはできない」とまで言い切った。

国の不法行為を認定しながら、「国の政教分離原則に反する行為によって、遺族の信

教の自由が侵害され、その法的利益が侵害されたということもできない」として、国の責任も靖国神社の責任も認めないというものである。このようなことがどうして罷り通るのだろうか。

国が憲法違反を犯して、なお国の責任を不問とするならば、国民の人権の救済はいったいどこにあるのだろうか。

(三)

ともあれ、靖国神社の合祀は国の不法行為によるものであるという事実は白日の下に晒け出された。戦後、靖国神社は一宗教法人になって以降新たに 209 万人以上の戦没者を祀った。原告たちの肉親はほとんど戦後に合祀されているから、国の関与がなかったら、合祀という事態も成立しえなかったといわねばならない。「靖国神社の合祀行為は自律的な宗教行為」といかに詭弁を弄しても、合祀は国の関与のもとに強力な国家意思を反映してなされたことは厳然たる事実として、それは逃れようもない。

訴訟は最高裁へと移行する。この屈辱的な判決の不条理をどう切り崩していくのか、今後、上告審の中で私たちに突きつけられた課題である。

私たちの内面を守るたたかいは、微塵もゆるぎはしなかったこの国の精神風土の中に、ほんの少しずつではあるが新たな精神的状況を切り拓きはじめていると確信している。



控訴審判決 傍聴記

■□■ その1

松浦 茂

12月21日、午後2時40分、原告を先頭に訴訟団約20名は待ち構える報道カメラに迎えられるつつ大阪高裁に入る。すでに午後2時前から裁判所裏の広場には傍聴券を手に入れようとする人たち150名ほどが詰め掛けていた。近代天皇制イデオロギーの表象たる靖国神社と国家、そして戦争遺族の人格権をめぐる裁判の判決であるためか、大法廷202号は、記者席は勿論、傍聴席すべてが満席だ。3時、予定時刻どおりに前坂裁判長が入廷。裁判長が「菅原龍憲ほか8名に判決を言い渡す」と言ったところで、西山さんから「私の名前がありません」という指摘。そのため裁判長は「菅原龍憲、西山誠一ほか7名」と言い直し、続けて小さい声で「主文、控訴人の訴えを棄却する」と述べた。そして直ちに退廷しようと立ち上がった。そこに傍聴席から大きな声で「不当判決!」「ナンセンス!」と抗議の声が浴びせられた。裁判長が法廷にいたのはわずか2分間であった。自ら下した判決の重大さに耐えられず、早くその場を立ち去りたかったのだろうか。

□■□■□■□■

■□■ その2

牧野紘子

法律のむずかしいことは、私にはわからないが遺族の合意もなく、勝手に合祀して遺族から、宗教も違い合祀をとりけしてほしいといわれたら合祀をとりけすのが当たり前。日本国憲法の基本的人権から、宗教の自由から、常識的に考えるとそうなるのだが。

でも判決前、これまでの多くの裁判の傍聴からの経験から私が思ったのは「棄却」。

思ったとおり裁判長「棄却」といってそそくさと席をたつ。原告や傍聴者に対して無礼。

夜の報告集会で原告の松岡さんがいみじくも話されていたが「教職員の休憩時間をとらずようにと提訴した裁判でさえ、裁判官は私達原告の話を聞かない」。今の司法の現実。今回も裁判官の保身のみで判決がいいわたされる。

報告集会で「国のしたことは、憲法の政教分離に違反していると認定」と聞いたが、判決要旨でその時読み上げると裁判官にとって不具合なことでもあるのだろうか。最終弁論の西山俊彦さんや古川佳子さんの陳述にも何ら答えることなし。欧州だったらこんな裁判は許されないのではないかと思う。こんな裁判を許してしまっている私達。これ程までに、国とか靖国というのは強大な力を持っているのか。それに立ち向かって提訴された原告の方々に改めて頭が下がります。常々あらゆる場面で権力持つものに、私達市民がなめられていると思う。国民主権といっても真の民主主義が育っていない現状。以前「アンニョンさよなら」だったかどうか軍服姿の一团が靖国にいつてるのを戦前の映像でなく、今の時代のことであるのを見て、とても恐ろしく感じたが、国民投票法による憲法改悪、自衛隊海外派兵恒久法、集团的自衛権まで、きなくさい今の状況はまさに戦後65年でなく、戦前そのもの。DVD「靖国の檻」がこれからの世論喚起に大いに役立つことを期待したい。

□■□■□■□■



